

奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画説明会

日時：平成 26 年 2 月 27 日（木）10:00～11:30

場所：奈良県医師会館 3 階講堂

<質疑応答>

Q1. 「資料 3」について、政府行動計画と奈良県行動計画では「コールセンターの表現について」「発生段階が 6 段階であること」「2 次医療圏毎の対応ではない」の 3 点の違いがあるが、その理由について教えて欲しい。

A1. 県行動計画については基本的に政府行動計画と同様の方針である。違いについては以下に示す。

・「コールセンター」を「相談窓口等」と表現している

→「コールセンター」というと、一般的に外部委託し運営するニュアンスがある。県ではまずは行政で相談対応をする予定であるためこのような表現とした。相談の Q&A が作成され体制が整えば、外部委託での対応も検討する。

・発生段階について、政府行動計画では 5 段階だが、県は 6 段階で策定している。

→今般の都道府県行動計画では、地域の実情に応じた対応を行うために「国内発生早期県内未発生期」を設定することは国の方針とも合致しており問題はない。

・2 次医療圏での対応でなく、保健所圏域対応としていることについて。

→当県は、2 次医療圏と保健所圏域、また地区医師会の区分が不一致である。この状況で 2 次医療圏での対応とした場合、帰国者接触者相談センターなどの運営に支障が起りうるため、現段階では保健所圏域で対応した方がよいと思われる、と、医療体制ワーキンググループでも意見をいただいております、反映した形である。なお、医療圏あるいは保健所圏域の見直しについては県でも課題として捉えており、医療政策部内で議論されている。

Q2. 市町村行動計画の策定について、政府行動計画または県行動計画のどちらに合わせるべきか。

A2. 上記 A1. を踏まえ、県行動計画に合わせ、市町村行動計画を策定願いたい。

Q3. 「資料8」について

対策本部について、本部・幹事会・部会などを定めた「要綱」「要領」があるとのことであるが、情報提供いただくことは可能か。

A3. 「奈良県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」「奈良県新型インフルエンザ等対策本部部会運営要領」について提供可。

→当日資料等と合わせ、県保健予防課 HP からダウンロード出来るよう作業済み。

URL ⇒ <http://www.pref.nara.jp/34828.htm>

Q4. 地域防災計画との整合性について教えて欲しい。

A4. 県行動計画と地域防災計画については細かい突合をしたわけではないが、総務部知事公室防災統括室との連携を図り計画策定を進めた。

差異の例であれば、防災計画は風水害や地震を主な対象に考えているので、避難所の設置・運営は大切なポイントである。しかし、感染症対策である行動計画で避難所の設置は考えられない。

一方、整合の例でいうと、深刻な状態になったときの外出できない人への食事の提供、という課題がある。この食事の提供のために、災害備蓄と特措法の備蓄を兼ねてよい、という規定を活用して、災害備蓄で保管している食糧を提供することは可能。その点で、市町村で備蓄の検討をされる際に備蓄の共用ということを考える余地がある。

もっとも、県の災害備蓄は、基金に原資を積み立てて、物資については基金で購入していることから、災害救助法の適用がある災害でないと放出できない。県については、規定上は現段階では、県が保有する災害備蓄を新型インフルエンザ対策に流用することはできない。実際に発生した時は、何らかの判断を下すと思うが、そこは今後の課題である。

Q5. 住民接種について、市内で地域差が大きく、国が示す人口1万人単位で接種会場を1箇所、というものでは現状にそぐわない。基本的に集団接種であり、配給されるワクチンも大きなバイアルであると聞いているが。

A5. 住民接種は供給や接種がより円滑にまた迅速に進められるよう、集団接種が基本となることから大きなロットでの供給となる。100人以上を一つの単位とし、接種を進めることが基本とするよう国からガイドライン？が出ているため、地域の特性や実情を考慮した実施体制を構築していただきたい。

Q6. 特に住民接種実施体制について市町村間の意見交換の機会などを設けて欲しいと考えるが。

A6. 各市町村の行動計画策定の進捗状況を鑑み、必要な機会の提供ができるよう、その方法等について検討する。

Q7. 保健所圏域での対応となった場合、県では、平成26年度に桜井保健所と葛城保健所が合併すると聞いているが、どのようになるのか。

A7. 今般の2保健所の合併について、現時点では統合のみであり、管内（圏域）の再編を行う予定はないため現在の管轄保健所に相談されたい。今後、管轄区域については検討を行う予定である。

Q.8 県の行動計画を参考に、市町村行動計画を策定したいので、WORD等の形式でデータを提供いただくことは可能か。

A8. 県の計画は政府行動計画を都道府県で対応できるべく、内容の確認・変更等を行っている。しかし、その内容が市町村、特に村へとそのまま移行できるものは少ないと考えるため、市町村の手引きを参考としていただいた方が効率的であると考えます。

以上